太陽電池モジュールの安全適格性確認―第２部：試験に関する要求事項	C8992―２
ソフトウェア技術―機能規模測定―ＩＦＰＵＧ機能規模測定手法（ＩＦＰＵＧ4.1版未調整ファンクションポイント）計測マニュアル	X0142

２．改正された日本工業規格

陶磁器質タイル	A5209
鋼管矢板	A5530
外装タイル張り用有機系接着剤	A5557
エアドライヤ―第１部：仕様及び試験	B8391―１
風車―第１部：設計要件	C1400―１
風力発電システム―第11部：騒音測定方法	C1400―11
風車―第２部：小形風車の設計要件	C1400―２
電気絶縁油試験方法	C2101
電気絶縁油	C2320
電子機器用固定コンデンサ―第１部：品目別通則	C5101―１
電子機器用固定コンデンサ―第18部：品種別通則：表面実装用固定アルミニウム固体（MnO２）及び非固体電解コンデンサ	C5101―18
電子機器用固定コンデンサ―第18―１部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム固体（MnO２）電解コンデンサ―評価水準ＥＺ	C5101―18―１
電子機器用固定コンデンサ―第18―２部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム非固体電解コンデンサ―評価水準ＥＺ	C5101―18―２
電子機器用固定コンデンサ―第20部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ	C5101―20
電子機器用固定コンデンサ―第20―１部：ブランク個別規格：表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ　評価水準ＥＺ	C5101―20―１
電子機器用固定コンデンサ―第３部：品種別通則：表面実装用固定タンタル固体（MnO２）電解コンデンサ	C5101―３
電子機器用固定コンデンサ―第３―１部：ブランク個別規格：表面実装用固定タンタル固体（MnO２）電解コンデンサ　評価水準ＥＺ	C5101―３―１
電子機器用固定コンデンサ―第４部：品種別通則：アルミニウム固体（MnO２）及び非固体電解コンデンサ	C5101―４
電子機器用固定コンデンサ―第４―１部：ブランク個別規格：アルミニウム非固体電解コンデンサ―評価水準ＥＺ	C5101―４―１
電子機器用固定コンデンサ―第４―２部：ブランク個別規格：アルミニウム固体（MnO２）電解コンデンサ―評価水準ＥＺ	C5101―４―２
蛍光灯ソケット及びスタータソケット	C8324
電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法	C9901
溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	G3302
電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	G3313
溶融亜鉛―５％アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯	G3317
溶融55％アルミニウム―亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯	G3321
ポリエチレン被覆鋼管	G3469
繊維用語（原料部門）―第２部：化学繊維	L0204―２
化学繊維フィラメント糸試験方法	L1013
化学繊維ステープル試験方法	L1015
一般紡績糸試験方法	L1095
織物及び編物の生地試験方法	L1096
繊維製品の吸水性試験方法	L1907
繊維製品の寸法変化測定方法	L1909
一般不織布試験方法	L1913
データベース言語ＳＱＬ　第１部：枠組（ＳＱＬ／Framework）	X3005―１
データベース言語ＳＱＬ―第２部：基本機能（ＳＱＬ／Foundation）	X3005―２

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年６月21日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年６月21日

経済産業大臣　直嶋　正行

記

廃止された日本工業規格

風力発電システム―第12部：風車の性能計測方法	C1400―12
電気絶縁紙試験方法	C2111
絶縁薄紙	C2303
コイル絶縁紙	C2304
プレスボード	C2305
電力ケーブル用絶縁紙	C2307
バルカナイズドファイバ板	C2315
ニット生地試験方法	L1018
一般長繊維不織布試験方法	L1906

求　　人

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、広島労働局の関係事業主を代表する者高本友博の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年６月21日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、広島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成22年７月１日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　広島労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、岡山労働局の関係事業主を代表する者藤岡道夫の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年６月21日

厚生労働大臣　長妻　　昭